

# 窓口タブレット利用規定

本利用規定（以下、「本規定」といいます）は、株式会社大垣共立銀行（以下、「当社」といいます）が提供する「窓口タブレット」（以下「本システム」といいます）について適用されるものです。

お客さまは、本規定のほか「ご案内（明示の場合）」記載の個人情報の利用目的ならびにその他の関連規定の内容を十分に理解し、同意をいただいたうえで、本システムを利用した取引を行うものとします。

## 1. 利用条件

本システムは、当社が定める取引を行うことができるシステムです。本システムの利用者は、当社所定の条件を満たすお客さまに限ります。

## 2. 取引の種類

本システムでは、次の取引を行うことができます。

- ① 普通預金（総合口座を含みます）の口座開設
- ② 届出事項の変更（住所変更・電話番号変更）
- ③ <大垣共立>カードの新規発行・再発行
- ④ <大垣共立>スーパーOKダイレクトの申込・解約
- ⑤ OKBデビット（JCB）の申込
- ⑥ JCBクレジットカードの申込
- ⑦ その他当社が定めた取引

## 3. 本人確認

本システムの利用にあたり必要となる本人確認のための手続は次によるほか、当社所定の方法により行うこととします。

- ① お客さまが提示した普通預金（総合口座を含みます）の通帳またはキャッシュカードにより、本システムに入力された当社所定の口座情報および暗証番号と当社が管理する口座情報および届出の暗証番号が一致することを確認します。
- ② 当社所定の書面に押印された印影を届出の印鑑と照合します。
- ③ 前各項にかかわらず、銀行取引において正当な権限を有することを確認するために、通帳、キャッシュカード、本人確認書類の提示等を求めることがあります。なお、この場合、提示いただいた本人確認書類等にて確認できない事項について、追加書類の提示を求める場合があります。

## 4. 取引の範囲

本システムは、次の取引に利用することができます。

ただし、本規定3.に定める本人確認を要しない取引については、この限りではありません。

- ① 本人確認に用いた口座にかかる各種届出およびサービスの申込等。
- ② 本規定2.②に定める届出事項の変更においては、本人確認に用いた口座のほか、当社が同一人であると認めたお客さまとのお取引全般（同一取引店での届出印鑑が異なる口座や、他店での口座も含みます）についても変更対象とします。
- ③ その他当社が定める取引

## 5. 免責事項

- (1) 本システムのご利用に関して、本システムの作動にかかる不具合（表示情報の誤謬・逸脱、取引依頼の不能、情報漏えい等）またはお客さまが本システムを正常に利用できないことにより被る不利益、その他一切の不利益について、当社の故意または過失がある場合を除き、当社は一切の責任を負いません。
- (2) 前項のほか、以下の事由により、本システムを利用できなかった場合には、これによって生じた損害について当社は責任を負いません。
  - ① 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等、やむを得ない事由があったとき
  - ② 当社または金融機関等の共同システムの運営体が相当の安全措置を講じたにもかかわらず、電子機器、通信機器、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき
  - ③ 当社以外の第三者の責に帰すべき事由によるとき
- (3) 当社が、本規定3.および4.の定めにより、本人確認ならびに取引の範囲の確認を適正に行った場合は、来店者を預金者本人とみなし、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。
- (4) お客さまが本システムの入力に際し、口座番号等の誤操作により発生した損害については、当社は責任を負いません。

## 6. 利用者の責任等

- (1) お客さまが本規定に違反したこと、または第三者の権利を侵害したこと、その他お客さまの責に帰すべき事由により、第三者から受けたクレーム・請求等については、お客さまの責任において解決するものとします。
- (2) お客さまが本規定に違反し、これにより当社または第三者に損害が発生した場合は、お客さまがこれを賠償する責任を負います。

## 7. サービス内容・規定等の変更

- (1) 当社は、本システムの利便性を向上させる必要がある場合または運用に支障をきたす恐れがある場合には、お客さまに事前に通知することなく本システムの内容を変更できるものとします。
- (2) 前項の変更をした場合は、その変更内容を当社ウェブサイトに掲載する等、当社所定の方法により告知し、変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。なお、この変更により生じた損害について、当社は責任を負いません。
- (3) 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (4) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

## 8. 規定の準用

本規定に定めのない事項については、総合口座取引規定、普通預金規定、〈大垣共立〉カード規定、〈大垣共立〉スーパーOKダイレクト利用規定、OKBデビット（JCB）規約・規定集に収録の各規定、ならびにその他の各預金規定および各サービスに関する規定（これらに付随する特約を含む）が適用されるものとします。ただし、これらの規定と本規定とで相違が生じる場合には本規定が優先して適用されるものとします。

以 上